

令和4年11月24日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和4年11月24日（木）

午後2時22分開会

午後2時50分閉会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

濱田 洋一 委員長、竹之内 和満 副委員長、濱門 明典 委員、
牟田 学 委員、岩崎 健二 委員、濱之上 大成 委員、
野畑 直 委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹

6 会議に付した事件

陳情第14号 薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情

7 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○陳情第14号 薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

この際、陳情第14号を議題といたします。

さきの委員会において、本件陳情の陳情事項の2項目めが県知事及び県議会に対して意見書の提出を求めるものであることから、委員長において、意見書の素案を作成した上で審議するというようにしておりました。

そこで、意見書の素案を作成するため、国に対しての情報提供と有望な区域の指定について、その制度の仕組み、また、県や県議会の現在の状況の確認を行いましたところ、意見書の素案を作成する前に、再度、委員の皆様方にこの陳情の審査について協議していただく必要があるのではないかと考え、急ではありましたが、本日、委員会を開催したところでございます。

制度の仕組み、現在の状況について確認した事項を具体的に申し上げますと、制度の仕組みに関して、まず、県から国に対しての情報提供について、県は、国への情報提供に当たっては、促進区域として想定される区域の気象などの自然的条件、漁業への支障などの情報、さらに、利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているかなどの情報が必要となること。

また、情報提供においては、促進区域の指定を希望することが前提となることとなっております。

次に、県から国に対しての有望な区域の指定について、有望な区域の指定は、国が県などからの情報を収集した上で、第三者委員会から聴取した意見を踏まえて決定することから、県には有望な区域の指定を行う権限はございません。

続きまして、県や県議会の現在の状況に関しては、県は、国への情報提供について、漁業者などの利害関係者をはじめ地元の意向などを踏まえながら対応を検討することとしており、利害関係者等の同意を前提に、洋上風力発電事業の推進について判断する必要があるとしております。

県議会では、数名の議員から本件に関する質問がなされており、令和3年度の情報提供については、関係する市や利害関係者に対して意向確認を行ったところ、一部の利害関係者から、情報提供及び法定協議会への参加のいずれも反対する旨、また、ほかの利害関係者から、法定協議会への参加を希望するものの、情報提供は希望しない旨の回答があった状況から見送ったとの答弁がなされております。

なお、法定協議会への参加を希望しながらも、情報提供をしないとの意向であったことについて、法定協議会の設置は、県の情報提供が前提となっていることから、制度に対する理解が不足していると認識したとし、利害関係者等が制度について共通の理解を深めることが必要であると考えており、国や関係市町とも連携し、勉強会などを開催するほか、各地域で開催される任意の協議会等にも参加して、制度の具体的な手続等について説明を行っていきたい。

経済波及効果や環境への影響など有用な情報を得た場合は、関係市町や利害関係者等へ積

極的に情報提供していきたいとの答弁がなされております。

したがって、地域の意向も反映される制度となっていることから、県が地元の取りまとめ役として位置づけられており、県は、関係市町村においてある程度の理解が進んだと判断した場合に、国に対して情報提供を行うこととなっております。

なお、具体的な勉強会の開催については、8月12日に市の所管から委員の皆様にも御案内のとおり、8月24日に風テラスあくねにおいて制度説明会が計画されておりましたが、延期された状況となっております。

以上、制度の仕組みや現状について申し上げましたが、詳細は資料として、国の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ及び案件形成状況、鹿児島県議会の会議録の抜粋を配付いたします。

ペーパーレス会議システムの121総務文教委員会、令和4年11月24日開催のフォルダに掲載しております。

また、会議から本日の総務文教委員会を選択しても御覧になれます。

資料にお目通しをいただく時間をとりますので、この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時28分～午後2時37分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど申し上げましたとおり、県は、国に情報提供を行うに当たっては、利害関係者の同意を前提としておりますことから、本市における状況を確認する必要があるのではないかと考えております。

そこで、このことについて、行う必要があると思われる審査やその方法など、委員の皆様方の御意見をお伺いいたします。

岩崎健二委員

県が情報提供するために促進区域指定ガイドラインに基づき、1、2、3ありますが、この2の利害関係者特定し、同意を得ていることとかいうのがあります。その利害関係者の1番大きなのが漁協と思われるということで、漁協との協議を行った上で、国、県に対して要望、意見書を出す必要あると思いますので、ほかの団体については、たくさん同意書いただいておりますので、同意いただいたものと思っても結構だと思いますが、漁協からの話が来ておりませんので、この2項に基づき、漁協との会議を設けていただいた上で結論を出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

竹之内和満委員

岩崎委員と同じようにですね、ガイドラインの中の8ページの5、発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることということで、その黄色いラインマーカーが引いてある3行目で、実際の運用に当たっては、協議会の設置等の前にも、漁業の操業に対する支障の有無を関係漁協団体に十分確認しということ、一番重要な利害関係者ということになっておりますので、どうしてもその意見を聞くべきだというふうに思います。

それとですね、中村素子議員と知事の返答の中で9分の5のほうなんですけど、知事が県としては市町村における取組の促進が図られるよう積極的に助言、協力していく考えでありますという前向きなことを言ってらっしゃるので、これ自体進めていっていいと思います。意

見書を出すということ。ただ、利害関係者の漁協のいろいろな意見を聞いてみたほうがいいのかなというふうに思っております。

野畑直委員

今、お二人の意見がありましたように、どちらも重要なことだと思いますので、まず、漁協との話し合いをする機会を設けていただいて、協議していくように進めていただければと思います。

〔牟田学委員「異議なし」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

濱之上委員もよろしいですか。異議はありませんか。

〔濱之上大成委員「全然ありません」と呼ぶ〕

濱門明典委員

何といっても、この漁業者が一番利害関係があるわけですから、やっぱり皆さんが言われるように、漁業者と話し合いをした中で、漁業者も反対意見があるということですので、ちゃんとそこを理解してやっていかないと事は進まないと思いますので、まず、漁業者との話し合いを持つことが大事じゃないでしょうか。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それではただいま、岩崎委員をはじめ、竹之内委員、野畑委員、濱門委員、ほかの委員の皆様方からも利害関係者である北さつま漁協協同組合の代表者を参考人として呼びたいとの御意見がございました。

これを行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

参考人招致については、改めて開催する必要があると思います。

開催日時については、当初の本委員会の開催日である28日またはその日から2～3日の間に行うことができないか、委員長にて至急相手方に連絡し、日時を調整いたしますので、開催日時は委員長に御一任願います。

なお、意見書の取扱いなどにつきましては、参考人招致を行う委員会において、参考人への質疑が終わった後、改めてお伺いいたします。

ここで休憩に入ります。

(休憩 午後2時42分～午後2時49分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で、本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後2時50分)

総務文教委員会委員長 濱田洋一